

令和5年3月6日
土木部道路課

江東区私道整備助成条例の一部を改正する条例

1 改正理由

現在、江東区私道整備助成条例における私道整備に対する助成の限度額は、1会計年度で一私道あたり600万円の上限が設けられているが、近年の消費税や人件費、建設物価の上昇により上限額600万円で施工できる範囲が縮小し、同一私道において複数年かけて工事を行っている例が増加してきている。

私道整備への効率的な助成と地元の負担軽減のため、「江東区私道整備助成条例」について一部を改正するものである。

2 改正の概要

江東区私道整備助成の1会計年度における一の私道の整備に係る助成限度額の変更。

(現行) 600万円 → (改正案) 1,000万円

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

令和5年4月1日

江東区私道整備助成条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1会計年度における一の私道の整備に係る助成金の額は、<u>600万円</u>を限度とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1会計年度における一の私道の整備に係る助成金の額は、<u>1,000万円</u>を限度とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。</p>